

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（平成12年岩手県規則第106号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--------------------------------------|
| 様式第13号（第2条関係） [略] 平成 年 月 日 [略] | 様式第13号（第2条関係） [略] 年 月 日 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。